

菊陽町では住民票の写しなどのコンビニ交付を行っています

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード(写真・電子証明書付)を利用して、コンビニエンスストアなどにある多機能端末機(マルチコピー機)で各種証明書を取得できるサービスです。利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカードに登録している数字4桁の暗証番号が必要です。

※マイナンバー通知カード(紙製:緑色)では利用できません。

マイナンバーカード見本



●各社多機能端末機(マルチコピー機)の画面イメージ(操作の詳細は、裏面をご覧ください。)

セブンイレブン

ファミリーマート・ローソン

イオン九州・北海道・琉球、イオンテール・マックスバリュ東北



証明書の種類	手数料(1通)		取得可能な人	提供時間
	通常※1	減額期間 (R7.6.1~ R8.2.28)		
住民票の写し (世帯全部・一部)	200円	10円	本人・世帯員 (菊陽町に住民登録がある人)	6:30~23:00 ※12月29日~1月3日 及び保守点検日を除く
印鑑登録証明書			本人のみ (菊陽町に住民登録があり、印鑑登録をしている人)	
課税証明書 (最新現年度分・本人のみ)			本人のみ 現年度菊陽町に課税データがある人(菊陽町に住民登録がある人に限る)	
所得証明書 (最新現年度分・本人のみ)			※毎年6月に証明書の年度の更新があります。	
所得課税証明書 (最新現年度分・本人のみ)				
戸籍全部(個人)事項証明書	350円		本人・同じ戸籍の人 (菊陽町に本籍がある人)	平日8:30~17:15 ※土・日・祝日、 12月29日~1月3日 及び保守点検日を除く
戸籍の附票	200円		※菊陽町に住民登録がない人は、事前に利用登録申請が必要	

※1 「通常手数料」は減額期間が終了した令和8年3月1日以降の手数料になります。

★コンビニ交付の注意事項

コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカード(写真付)を取得し、利用者証明用電子証明書(数字4桁)の登録が必要です。マイナンバーカードを持っていても電子証明書の期限が切れている場合があります。その場合は、役場窓口で電子証明書の再設定が必要です。

【住民票の写し】

- ・死亡者、転出者、転出予定者及び転出予定者を含む世帯員及び支援措置などで交付制限を申請している人、成年被後見人を含む世帯の証明書の交付はできません。

【印鑑登録証明書】

- ・菊陽町に住民登録をしていて、菊陽町で印鑑登録をしている人のみ発行できます。支援措置などで交付制限を申請している人、成年被後見人を含む世帯の証明書の交付はできません。

※役場、西部支所で印鑑登録証明書を取得する場合は、窓口へ印鑑登録証(カード)を必ずお持ちください(マイナンバーカードでは交付ができません)。

【戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票】

- ・本籍が菊陽町にある人のみ利用できます。

ただし、菊陽町に住民登録がない人は、事前にコンビニ交付ができる多機能端末機(マルチコピー機)または戸籍証明書交付の利用登録申請サイト(<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>)で利用登録申請(初回に限る)を行い、菊陽町から発行の許可を受けてからコンビニ交付で戸籍の証明書を取得することができるようになります。

- ・本人または、同じ戸籍の人の証明を取得することができます。ただし、支援措置などで交付制限を申請している人、成年被後見人を含む世帯の証明書の交付はできません。

- ・「除籍」、「改製原戸籍」は、交付できません。

- ・戸籍の届出をしている場合は、その届出が戸籍に反映されるまで戸籍の証明書を交付することができません。

- ・戸籍に関する証明書の手数料は、本籍地が菊陽町の方が対象です。本籍地が菊陽町以外の方は、その市町村の手数料規定が適用されます。

【課税証明書・所得証明書・所得課税証明書】

- ・課税データがない人(未申告、賦課期日の1月1日現在、菊陽町に住民登録がない人)の証明書は交付できません。

- ・毎年6月に証明書の年度が更新されます。

- ・支援措置などで交付制限を申請している人、成年被後見人を含む世帯の証明書の交付はできません。

【問い合わせ】

マイナンバーカード・住民票の写し・印鑑登録証明・戸籍の証明について

◆菊陽町町民課 町民係 ☎096-232-4914

課税証明書・所得証明書・所得課税証明書について

◆菊陽町税務課 住民税係 ☎096-232-4911

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請について

郵便での申請とパソコンまたはスマートフォンでの申請ができます。

【郵便での申請】

- ①マイナンバー通知カードの下部にある「交付申請書」または、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」(マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)または役場の窓口で配付しています)をご用意ください。
- ②交付申請書を記入し、顔写真を貼り「地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請受付センター」へ郵送するか、役場町民課窓口へご提出ください。
※顔写真は、サイズ(縦 4.5 cm×横 3.5 cm)、6 か月以内に撮影したもの、正面・無帽・無背景のもので、裏面に氏名・生年月日をご記入ください。
- ③マイナンバーカードができましたら役場から通知をお送りしますので、通知に記載されている書類を持参して、役場町民課または西部支所(光の森町民センター)で交付を受けてください。
※西部支所(光の森町民センター)については、要予約。 ☎096-234-6955

コンビニ交付を利用する際のマルチコピー機の操作方法

- 1 タッチパネルのメインメニュー画面から「行政サービス」をタッチしてください。
- 2 「証明書交付サービス」または「戸籍証明書交付の利用登録申請(菊陽町に住民登録がない人で、本籍が菊陽町の人)初回のみ」をいずれかを選択し、画面をタッチしてください。
- 3 サービス利用にあたっての注意事項を確認し、「同意する」を選択してください。「同意しない」場合は、コンビニ交付サービスを受けることができませんので、役場または西部支所の窓口で証明書を取得してください。
- 4 マイナンバーカード(写真・電子証明付)を所定の位置にセットしてください。
- 5 希望する証明書の種類を選んで画面をタッチしてください。
- 6 マイナンバーカードに登録している数字4桁の暗証番号を入力してください。
- 7 この後の操作については、証明書ごとに入力方法が異なりますので、画面に表示される説明を見て、ご入力ください。

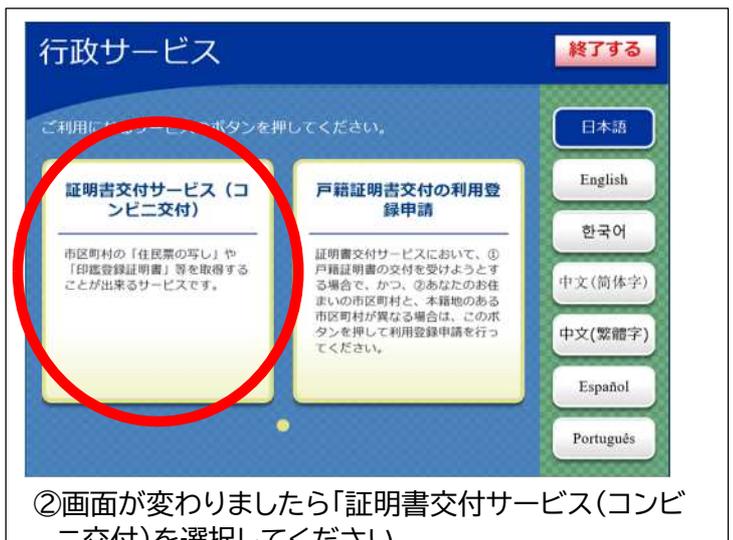
※暗証番号を3回間違えると、マイナンバーカードにロックがかかります。ロックの解除には、役場町民課窓口で、暗証番号の再設定を行う必要があります。

●例:複数ある機種の一つで、住民票の写しの交付を受ける場合の画面を見てみましょう。

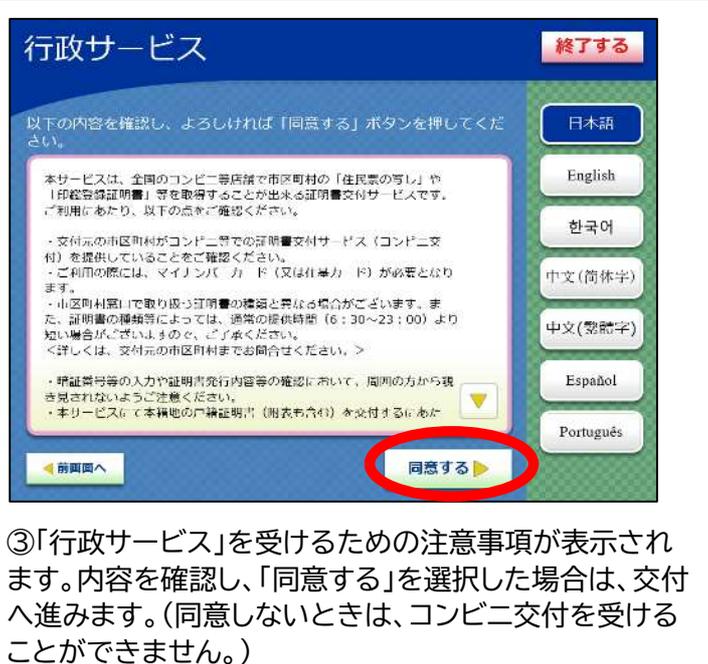
※多機能端末機(マルチコピー機)の種類により画面が異なります。



①最初の画面では、「行政サービス」を選択してください。



②画面が変わりましたら「証明書交付サービス(コンビニ交付)」を選択してください。



③「行政サービス」を受けるための注意事項が表示されます。内容を確認し、「同意する」を選択した場合は、交付へ進みます。(同意しないときは、コンビニ交付を受けることができません。)



④所定の位置にマイナンバーカードを設置してください。

証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

お住まいの市区町村の証明書

他市区町村の証明書(お住まいの市区町村以外の証明書)

住所地と本籍地が異なる方が「戸籍証明書」「戸籍の附票の写し」を必要とされる場合に選択してください。

終了する 確定する

⑤「お住まいの市区町村の証明書」を選択して「確定する」ボタンを押してください。

証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し

住民票記載事項証明書

印鑑登録証明書

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

終了する 確定する

⑥必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください(今回の例では「住民票の写し」を選択)。

証明書交付サービス

暗証番号を入力してください。

暗証番号

1 2 3
4 5 6
7 8 9
訂正 0

終了する 前画面へ

⑦マイナンバーカードに登録している4桁の数字の暗証番号を入力してください。

証明書交付サービス

交付種別を選択して「確定する」ボタンを押してください。

本人のみ

世帯全員

世帯の一部

終了する 確定する

⑧どなたの分が必要かを選択して「確定する」ボタンを押してください。

証明書交付サービス

証明書の記載項目を選択して「確定する」ボタンを押してください。

世帯主・続柄の記載 有 無

本籍地・筆頭者の記載 有 無

個人番号の記載 有 無

終了する 前画面へ 確定する

⑨証明書に記載する内容を選択して「確定する」ボタンを押してください。

証明書交付サービス

必要な部数を入力し、「確定する」ボタンを押してください。

部数

(最大 10 部)

1 2 3
4 5 6
7 8 9
訂正 0

終了する 前画面へ 確定する

⑩必要な部数を入力して「確定する」ボタンを押してください。画面に表示される料金を投入し、印刷が完了するまでお待ちください。

※コンビニ交付を受けた場合は、どのような理由があっても返金は致しません。

※マイナンバーカードを忘れないようにご注意ください。

※住所(住民登録地)が菊陽町になく、本籍が菊陽町の方は、初回のみ「戸籍証明書交付の利用登録申請」が必要です。利用許可については、申請をしてから3開庁日程度かかります。

※機械の操作方法については、お店の人へお尋ねください。